

平成 30 年 第 3 回浜松市議会定例会
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 鈴木唯記子

質問	答弁
<p>1 切れ目のない子育て支援について (1) 高校生の医療費助成について 今年の 2 月、県の高校生への医療費助成は、政令市である本市と静岡市は除外との報道がされ、県民税を払っているのに、なぜ浜松は外されるのか分からないという、周囲からの問い合わせが大変多かった。そこで、県と政令市の基本協定の内容について伺う。また、県の助成がなかった場合等、様々想定されるが、今後の方向性について伺う。</p> <p>(2) 多子世帯への支援について 国の「幼児教育の段階的無償化に向けた取り組み」に合わせ、本市でも平成 28 年度から、所得に応じて保育料の軽減措置が行われてはいるものの、収入、仕事等で、3 子目以降の子供を諦めてしまう声を多く聞く。そのような世帯の後押しとなるよう以下 2 点について伺う。</p> <p>ア 3 子目以降の保育料無償化は、全世帯年齢制限を撤廃すべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>イ 子育て全般における、多子世帯の支援を更に充実していくため、3 子目以降の子供がいる世帯に、</p>	<p>1 (1) 金原こども家庭部長 まず、基本協定の内容について、基本協定締結時に実施してきた県単独助成事業については、原則として市が独自に実施することとしているが、乳幼児医療費助成に関しては事業規模から、市の財政負担も大きくなるため、経過措置を設け締結した。平成 19 年度から県が浜松市に対し 3 年間、入院及び通院 0 歳については 3 分の 1、通院 1 歳以上については 4 分の 1 の補助をすることとし、その後、平成 22 年度からは、同じ補助率で 3 年間継続することとなった。合わせて同年 10 月からは、入院については小・中学生を対象を拡大し、6 分の 1 の補助をすることとなった。さらに、平成 25 年度には、補助率を半分にして再継続しましたが、25 年度末をもって 7 年間にわたる県の補助は廃止となった。今回県が制度拡充をする高校生世代の医療費助成は、これまでの基本協定にある中学 3 年までの義務教育年齢を超えるものであり、また少子化対策の一環として子育て世代の経済的負担の軽減を図る新たな施策であることから、政令市も補助対象とすべきと考える。このため、先般 9 月 11 日に静岡市とともに、高校生世代の医療費助成制度のあり方について、県と意見交換を行い、要望書を提出してきた。今後においても、静岡市とともに、政令市も補助対象とするよう県と本制度の在り方について協議を進めていく。</p> <p>1 (2) ア、イ、金原こども家庭部長 まず、1 つ目の保育料の多子軽減について。本市では国の基準に基づき、同一世帯で複数の子供が幼稚園や保育所等を利用する場合、保育料の軽減を実施している。きょうだいのカウントに年齢制限を設けたうえで、第 1 子の保育料は全額、第 2 子は概ね半額を徴収し、第 3 子以降は無償としている。また、年収 360 万円未満相当の世帯は、きょうだいの年齢制限を撤廃している。少子化に歯止めをかけ、出生率を向上させていくためには、各自治体の努力も必要だが、本来国全体で取り組むべき事と考える。現在、国において、平成 31 年 10 月から実施される幼児教育・保育の無償化に向けた準備が進められている。3 歳から 5 歳までの保育料が無償となることに伴い、現在の多子軽減に関する国の制度も変わることが想定されることから、当面は国の動向に注視し、今後の制度改正等に基づき実施していく。</p> <p>2 つ目。まず、本市では、多子世帯への子育て支援策として、児</p>

質問	答弁
<p>市独自の子育てクーポンを支給してはどうか、考えを伺う。</p>	<p>童手当法に基づき、所得制限未満の世帯で複数の子どもを扶養している場合、保育料と同様にきょうだいのカウントに年齢制限を設けたうえで、3歳以上小学校終了前の第3子以降の児童に対し5,000円を加算して、15,000円を支給している。また、市単独事業として、経済的に支援が必要なひとり親家庭に対し、児童扶養手当制度上の多子加算の支給額と合わせて1万円となるように、手当を支給している。そのほか、安心して妊娠・出産・育児を支援するため、産後ケア事業や、はますくヘルパー事業等、きめ細やかな切れ目のない支援を行っている。このように本市では、支援を必要とされている方に対し、各々のニーズに合わせた支援を提供しているので、ご意見のあった子育て支援クーポンの支給については、今後、他都市の動向を注視していく。本市としては、経済的にも負担のかかりやすい多子世帯に対して、現在行っている様々な事業を継続し、切れ目のない支援を実施していく。</p>
<p>2 発達支援教育について</p> <p>(1) 発達支援学級の設置について</p> <p>発達支援学級を必要とする児童・生徒は年々増加しており、そのニーズに応じて発達支援学級の設置及び整備が早急に求められる。本来は、市内全小中学校に発達支援学級の設置が必要だと思いが、教室の確保や担当教員の配置等、様々な要因から難しさがあることは認識している。住所地の指定の校区に発達支援学級がない場合、保護者に学区を越える送迎が余儀なくされる。支援を必要とする児童・生徒を持つ家庭でも共働き世帯は多く、時間のやりくりをしても、親の負担は非常に大きいと聞く。そこで、市内の発達支援学級に通う児童・生徒数と各学校の整備状況、また、今後の方向性を伺う。</p> <p>(2) スポーツに対する支援策について</p> <p>年齢や障害の有無に関わらず、体を動かすことは、精神的にも肉体的にも良いのは言うまでもないが、支援を必要とする児童・生徒が、運動やスポーツにより、体調が安定してくると感じ</p>	<p>2 (1)、(2)ア 花井教育長</p> <p>1点目。平成30年5月現在、本市の発達支援学級には児童1,095人、生徒475人、合計1,570人が在籍し、10年前と比較し、約2.3倍となっている。また、発達支援学級は、全小中学校のおよそ7割にあたる100校に286学級を設置し、学級数は10年前と比べて約2倍となっている。しかしながら、学区外の発達支援学級へ通学している児童生徒がおり、送迎等の負担を保護者の方にお掛けしている現状があることも認識している。今後も、発達支援学級の設置における基本方針に掲げている教育的ニーズ、教室の確保、通学の利便性等に加え、中学校区を単位とした配置のバランスにも十分考慮しながら総合的に判断し、発達支援学級のさらなる設置に努めていく。</p> <p>次に2点目の1つ目。ご指摘のとおり、特に発達に課題のある児童生徒にとって、運動やスポーツに取り組むことは健康的な体の育成、体力・運動能力の向上のみならず、認知能力・社会適応力の発達、意欲的な心の育成にとっても必要なことである。中学校の運動部には、本人の希望で陸上部や卓球部、剣道部などに所属して試合や大会に出場するなど活躍している発達支援学級の生徒もいる。しかしながら、生徒の特性や状況、運動部や学級の体制によっては、必ずしも生徒の全てが希望の部活動に参加しているとはいえない現状もある。発達支援学級では、教育課程を自由に編成できる特長を活かし、体育の授業では個々の障害の程度や実態に応じた運動内容を工夫したり、自立活動では、姿勢や運動・動作の基本的技能の習得のために、持久走やストレッチ体操、サーキットトレーニングなどに取り組んだりしている。今後も、発達支援学級に在籍する児童</p>

質問	答弁
<p>る保護者は少なくない。中学校の発達支援学級に在籍する生徒のほとんどは運動部に所属しておらず、運動やスポーツに親しむ機会が少ないのではないかと考える。そこで以下2点伺う。</p> <p>ア 本人や家庭が希望すれば、自由に部活動を選ぶことができるのが望ましいと考えるが、発達支援学級に在籍する児童・生徒の学校における運動やスポーツの取り組みについて、現状と今後の方向性を伺う。</p> <p>イ 発達支援学級の児童・生徒に加え、幅広い世代の障害者スポーツ支援として、今後、静岡市の「シズウエル」内にある、障害者用スポーツ施設のような活動場所の確保や、専門的知識を持った指導員の活用も必要と考えるがどうか伺う。</p> <p>3 災害対策について</p> <p>(1) 緊急避難場所について</p> <p>全国的に、これまで体験したことのない規模の雨量により甚大な被害が出ている。本市には地域防災計画に指定されている緊急避難場所が280カ所あり、その多くは学校で、川の近くにあることも少なくないことから、公共施設だけではなく、自治会の集会所や民間施設を緊急避難場所として広く準備していくことも必要ではないかと考える。また、平成29年10月の衆議院議員選挙は台風のため、投票所となっていた小中学校の緊急避難場所を急遽、</p>	<p>生徒が運動・スポーツを楽しむ機会を確保することにより、心身ともに調和のとれた発達を促す取り組みに努めていく。</p> <p>2 (2)イ 朝月健康福祉部長</p> <p>二つ目。シズウエル内の体育館は、身体障害者福祉法第31条に定められた身体障害者福祉センター機能の一部として、静岡県が設置している。本市においては、同様の機能として、浜松市発達医療総合福祉センターに体育館及びプールを設置するとともに、その他のスポーツ施設は利用料減免を行い、障がいのある人の活動場所の確保に配慮している。また、指導員の活用については、本市を登録地としている日本障がい者スポーツ協会公認指導員が49名在籍しており、県障害者スポーツ協会が、福祉施設や特別支援学校などからの要請により、指導員を派遣し、スポーツ活動への支援を行っている。今後においても、より一層の利用促進を図るため、障がい者団体との協議の場などで、取り組みを改めて周知し、幅広い世代の障がい者に対するスポーツ活動への支援に努めていく。</p> <p>3 (1)ア、イ 宮城危機管理監</p> <p>まず、1つ目。本市においては、次の3点を基準としている。</p> <p>1 点目は、浸水した場合、垂直避難が可能となる高い場所が確保されていること、具体的には学校校舎などの2階以上の堅牢な建物が併設されていること。</p> <p>2 点目は、体育館及び校舎等の建物が、河川の洪水による家屋倒壊等の想定区域にかからないこと。</p> <p>3 点目は、河川を渡らなくても避難できるよう、できる限り両岸への緊急避難場所を確保すること。</p> <p>以上、3点を考慮し、各地域において区をまたいで確保も検討し、緊急避難場所を設置している。なお、必要に応じ、指定緊急避難場所以外の協働センターや自治会の集会所などを臨時の緊急避難場所として開設している。</p>

質問	答弁
<p>協働センターへ変更することとなった。このようなケースは稀かと思われるが、災害の種類や程度によって、緊急避難場所が急遽変更になることが予想される。そこで以下2点について伺う。</p> <p>ア 現在、風水害の緊急避難場所として指定されている施設や場所等の選定基準について伺う。</p> <p>イ 緊急避難場所に変更が生じた場合の情報伝達について、現状と今後の対応を伺う。</p> <p>(2) 避難所について</p> <p>避難所生活が続くと、様々なことがストレスの要因になると想定できる。そこで、避難所になることが多い学校において、事前に、ストレスの軽減と備蓄について検討しておくべきと考え、以下3点伺う。</p> <p>ア 乳幼児や妊婦、障害者等は、教室や放課後児童会施設などを使い、すみ分けをしたらと考えるが、考えを伺う。</p> <p>イ 避難所となる小中学校のトイレの洋式対応について考えを伺う。</p> <p>ウ 洪水だけでなく、浸水・冠水被害の可能性のある地域では、1階にある備蓄品が使用できなくなることも考えられる。そこで、非常食と飲料水の備蓄量と保管場所について伺う。</p>	<p>次に、2つ目。緊急避難場所の開設情報については、同報無線、防災ホットメール、テレビのデータ放送などにより、市民の皆様へお知らせしている。さらに、市の「防災マップ」では、開設中の緊急避難場所をインターネット上の地図に表示させ、リアルタイムの情報提供を行っている。緊急避難場所を急遽変更した平成29年10月の衆議院議員選挙の際には、投票所に避難場所変更のお知らせを掲示して、さらなる周知をした。今後についても、市民の皆様への「命を守る避難行動」につなげるため、様々な情報伝達手段を活用して、適時、適切な情報提供をおこなっていく。</p> <p>3 (2)ア、イ、ウ 宮城危機管理監</p> <p>続いて、2点目の1つ目。発災直後、体育館に避難してきた要配慮者については、できる限りトイレに行きやすい広いスペースの確保に配慮する。その後、校舎の教室などの別の部屋を福祉避難室として優先的に確保し、要配慮者個々の事情を考慮したすみ分けを行う。さらに、福祉避難室での生活が困難となった避難者については、社会福祉施設などの福祉避難所に移り、生活することになる。このような要配慮者への対応は、避難所運営において重要であると考えている。</p> <p>次に、2つ目。本市では、小中学校のトイレの洋式化について計画的に進めており、現在、校舎棟の洋式化率は42%。災害時には、トイレの不足が想定されることから、組み立て式トイレや簡易トイレを備蓄している。現在は、和式トイレを使うことが困難な方へ配慮するため、様式タイプの簡易トイレの備蓄を優先的に進めている。また、小中学校のトイレが活用できることを前提に和式トイレを洋式トイレにできるアタッチメントを一部の避難所に配備した。今後も、避難所生活を送る市民の皆様への視点に立ち、要配慮者の避難所におけるすみ分けやトイレの洋式対応などにより、ストレス軽減に努めていく。</p> <p>次に3つ目。本市では、第4次地震被害想定における最大避難者数27万8千人を基に備蓄を進めており、現在の備蓄量は、非常食71万2千食、飲料水40万7千本。</p> <p>非常食や飲料水は、発災直後から必要になることから、避難所となる施設内に備蓄することを基本と考えている。避難所に備蓄しきれない物資については、広域防災倉庫や市の所有する公共施設などに備蓄しているが、現在、小中学校などと調整し、保管場所の変更を進めているところである。特に、洪水などによる浸水の恐れがある場所は、施設管理者と協議をし、上層階で保管するように努めている。</p>

質問	答弁
<p>(3) 目立つ避難タワーについて 津波が起こった場合、地域に住む人ばかりが避難タワー・マウンドに避難するわけではないため、避難場所がどこにあるのか、すぐに見つけられることが重要だと考える。そこで、避難タワーまでの見やすい看板を設置するとともに、例えば津波警報が発令された時は、音や光で避難タワーが目立つようにするなど、確実な避難行動に結び付けることが重要と考えるが、本市の現状と併せて伺う。</p> <p>(4) 支援物資運搬拠点について 支援物資の運搬拠点は、産業展示館と聞いているが、天竜川堤防の決壊等により、万が一、被災した場合、支援物資の運搬ができない状況に懸念を抱く。そこで、西インター近くにも運搬拠点を置く等、検討しておくべきと考えるが、対応策について伺う。</p> <p>4 ビーチスポーツの聖地としての拠点づくりについて (1) 江之島水泳場の再利用について 浜松駅から南へ一直線で行くことができる中田島は、分かりやすく行きやすい、大変条件の良い場所であること</p>	<p>3 (3) 宮城危機管理監 続いて3点目。本市の沿岸域においては、津波避難施設への迅速な避難を誘導するために、市内65か所の郵便ポストに避難場所がわかる地図を標示するほか、スマートフォンなどの端末から、避難場所の方角や距離を知ることができる防災アプリの普及などの対策を講じている。また、津波避難タワーとマウンドには、夜間における避難行動の目印となるように、太陽光発電LED照明を設置している。さらに、地域住民の皆様には、大きな声を出し、周囲にいる人を誘導しながら避難していただくよう、日頃から意識啓発を行っている。この「声による誘導」を避難行動の一つとして定着させるために、地区津波避難計画の作成や津波避難訓練などの機会を活用し、引き続き啓発に努めていく。こうした取り組みを通じて、沿岸域にお住まいでない方を含め、迅速かつ確実な避難行動につなげていく。</p> <p>3 (4) 渡瀬産業部長 次に4点目。本市は、浜松市産業展示館、アクトシティ浜松展示イベントホール、浜北総合体育館を物資輸送拠点と位置付けている。活用方法については、浜松市産業展示館をメインとし、そこだけでは対応できない場合や施設が使用できない状況になった場合にアクトシティ浜松展示イベントホールや浜北総合体育館を使用する計画になっている。また、本市の物資輸送拠点は、湖西市分を含めた静岡県の西部広域物資輸送拠点を兼ており、運営については県と連携して行う事になる。こうした中、平成29年度に国のプッシュ型支援物資の見直しが行われ、品目及び数量が増加することとなった。これによると、被災4日目には国の支援物資を乗せた10トントラック約280台が本市を目指して集まってくる見込みであり、浜松市産業展示館では効率的な対応が難しくなる可能性がある。このため現在、市内インター周辺の民間物流施設を活用した対応について、静岡県、湖西市、静岡県トラック協会とともに検討を行っているところ。近年、多くの災害が発生し、その度に様々な課題が浮き彫りになっている。このため、今後も多様な事態を想定し、災害発生時に迅速に対応できるよう検証、見直しを図っていく。</p> <p>4 (1) 伊藤花みどり担当部長 本市では、「ビーチ・マリンスポーツの聖地」をシティプロモーションの重要なテーマに掲げ、本年3月に設立した「ビーチ・マリンスポーツ推進協議会」をベースに様々な取り組みを始めた。また、</p>

質問	答弁
<p>から、各ビーチスポーツ競技で、多くの世界大会を誘致できると考える。そこで、江之島水泳場を再利用すべきと考え、今一度、今後の屋外プール・観客席部分の具体的な整備計画についての考えを伺う。</p> <p>(2) 市営中田島団地の活性化について 東日本大震災以降、沿岸地域は危険という印象を持つ人は多いと感じているが、本市にとって、海と砂浜という素晴らしい資源を持っていることに変わりはなく、観光やサーフィン、釣りを楽しむ人も多い。例えば、海の近くに住みたい若者向けに団地をリノベーションしたり、逆に団地の一部を集約し、スペースを作り、屋内ビーチスポーツ施設と凧置き場の複合施設を設置していくなど、新たな事業展開をしていくべきと考える。以前の活気ある中田島地域を取り戻すためにも、空室が目立つ団地の活性化が重要であることから、現在の入居率など現状と空室の対応について伺う。</p> <p>5 砂山寺島線の整備について 高竜地区の区画整理事業は、ほぼ終了しているが、都市計画道路に決定された砂山寺島線は、現在、整備されている道路から北側の一部分が未着手であり、道路の形状が不自然になっている。浜松駅南口の交差点と繋がっていることで本市玄関口としての見込み、渋滞対策、安全確保からも、早期着工</p>	<p>ビーチ・マリンスポーツの環境整備や大会誘致などの事業化の青写真となる「ビーチ・マリンスポーツ事業化計画」を現在策定しており、ソフト事業や付帯設備を含むハード事業の両面について検討をしている。本計画では、複数の施設整備候補地が挙げられているが、江之島地区は、中心市街地から 30 分圏内と立地条件に恵まれ、沿岸部唯一となる一団の用地があることなどから、将来的には大規模大会誘致を視野に入れた整備が可能と考えている。こうしたことから、市が進めるビーチ・マリンスポーツ推進事業の先駆けとして、江之島地区へのビーチコート整備を進めていく。江之島地区全体については、今後、野外プール観客席部分の利用可能性などを調査し、整備の方向性を検討していく。</p> <p>4 (2) 岡本都市整備部長 次に 2 点目。市営中田島団地は、管理戸数 1,002 戸に対し、入居 541 戸、空き部屋 461 戸、入居率は 54%となっている。一方で、市全体の市営住宅の入居率は 75%であり、質問の市営中田島団地は、他団地と比べると低い入居率となっている。これまで、入居率改善のため、20 歳以上の単身入居を認める入居条件の緩和を行ってきたが、入居率は減少を続けている状況である。今後は、定期募集回数の増加や随時募集を行うなど、入居の促進をはかっていく。また、今後の入居の動向に応じて、団地の集約などにより適正な住宅供給に努めていく。</p> <p>5 柴山土木部長 砂山寺島線は、土地区画整理事業により土地利用が進む高竜地区と JR 浜松駅南口を結ぶ都市計画道路である。また、中心市街地の骨格を形成する幹線道路として、駅南地区の賑わいの創出や歩行者の回遊性の向上など、土地区画整理事業と一体となって中心市街地の活性化に寄与する重要な道路である。現在は、高竜土地区画整理事業区域北側から飯田鴨江線までの延長約 60m の区間において未整備となっており、事業認可の取得に向けて交差点協議など関係機関との調整に既に着手しているところである。市としては、引続き関</p>

質問	答弁
<p>が望まれる。そこで、今後の具体的な整備計画について伺う。</p> <p>6 動物愛護教育センターについて</p> <p>(1) いのちの教育事業について</p> <p>動物愛護教育センターは、その名前にあるように「いのちの教育事業」をするために設置されたと理解している。しかし、教育プログラムを見ると、動物園 15 プログラム、センター 4 プログラム、計 19 プログラムのうち 11 プログラムにおいて、全く同じ時間に設定されている。また、団体のみ申込み可となっているが、学校の年間スケジュールに鑑みると、予約できるスケジュールが重なってくるのが想定できる。また、11 プログラムが 30 分の講義であり、幼稚園、保育園の年代も対象だとすると、園児にとっては難易度が高いのではないかと考える。そこで教育プログラムの対象と現状、開催実績について伺う。</p> <p>(2) 動物愛護教育センターの運営</p> <p>センターは、教育事業を動物園と共にを行うため、都市整備部に属している。しかし、保健所の保健総務課の機能を持ったまま、都市整備部に属しているため、動物愛護法関連業務と狂犬病予防法関連業務の両方を行っており、本来、センターに求める業務に十分対応できなくなっているのではないかと考える。開設から 4 年が経過しているが、業務についてどのように捉えているか、また今後の運営についての考えを伺う。</p>	<p>係部局と連携し、土地区画整理事業区域内の暫定整備区間を含めた砂山寺島線の早期の全線整備完了を図っていく。</p> <p>6 (1)(2)伊藤花みどり担当部長</p> <p>1 点目。いのちの教育事業は、保育園児以上の各世代に対応できる 19 プログラムを用意している、プログラムは、標準的な時間、人数、説明内容等を示しているが、事前相談により可能な限り柔軟に対応している。保育園・幼稚園児対象のものは講義より、体験を中心にした 3 プログラムを用意しているが、今後、対応プログラムを増やしていく。開催実績としては、平成 29 年度に、動物愛護教育センターでは、12 件、147 人、動物園では、29 件、1,586 人を対象として実施した。教育プログラムは、動物のストレス等の対策のため、実施時間が限定されているものもあるが、利用者の要望等を踏まえ毎年内容の検討を行っていく。動物園では、いのちのふれあいゾーンを動物愛護教育センターに近接したエリアに整備することを計画しており、整備後はさらに連携を深め、内容を充実させていく。</p> <p>次に 2 点目。動物愛護教育センターが整備され、殺処分される犬や猫の数が減少したことは大きな成果であると考えている。一方、いのちの教育事業については、未だ市民の認知度が低いため、今後、周知を図る必要があると考えている。現在、動物愛護教育センターでは殺処分を減らすため、譲渡動物の治療・飼養管理等の業務に多くの時間を要している。また、業務が多岐に渡り、事務量も非常に多くなっている。このため、今後は、本年度から募集したセンターボランティアの方々の協力を得て、愛護事業及びいのちの教育事業を推進していきたいと考えている。また、業務の内容を精査し、効率化により、職員の負担軽減を図るなど、必要に応じて業務体制の見直しを進めることで、愛護事業等にしっかりと取り組んでいく。</p>